

能登半島地震を踏まえた本県対応の点検結果

令和7年3月

静岡県

はじめに

南海トラフ巨大地震の今後30年以内発生確率は80%程度とされており、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が発生した場合、静岡県では約10万5,000人が犠牲になることが想定されている。

本県では、1976年に発表された東海地震説以降、大規模災害に備えるため、これまでハード、ソフト両面における様々な防災対策を進めてきたが、この間、わが国では平成7年兵庫県南部地震、平成16年新潟県中越地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震等、様々な地震を経験した。

本県では、これらの災害の被災地での対応や課題を教訓として本県の体制強化や危機管理施策の充実を図ることで、災害対応力の更なる強化を図ってきた。

現在は、2023年度～2032年度の10年間で「想定される犠牲者の9割減災と減災効果の維持」及び「被災後の県民生活の健全化」という目標を掲げた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づいて、地震・津波対策を進めている。

そのような折、2024年1月1日に令和6年能登半島地震が発生し、死者・行方不明者500人超、住家の全壊・半壊約30,000棟という多くの人命や家屋等が失われ、ライフラインの被害が甚大かつ復旧に時間を要したことで、避難者数は最大5万人以上、被災自治体が開設した避難所数は最大1,500超となった。

能登半島地震の被災地には、各府省庁から審議官級職員が派遣されるなど、最大時約300名の政府職員が派遣され、その際の災害応急対応の点検結果が「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」として2024年6月に公表された。

また、能登半島をはじめとする被災地に全国から救出救助や災害マネジメント総括支援、給水支援、医療・福祉支援、住家被害認定調査、避難所運営支援等のための応援派遣が実施され、本県からも延べ19,000人日の職員が現地で活動した。

2024年11月には、中央防災会議の下に設けられたワーキンググループが『令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）』（令和6年11月）をとりまとめ、「今後の災害対応の基本方針」が示された。

これらを踏まえ、本県においても、今回の能登半島地震における取組事例や課題を本県の災害対応力の強化に活かすことを目的に、上記のレポートや報告書等を参考とし、本県の対応を改めて確認するとともに、更なる対応の必要について点検を実施した。なお、今回の点検結果については、上記の中央防災会議の報告書の概要版に示された、今後の災害対応の基本方針（主な実施すべき取組）に沿ってとりまとめた。

今回の本県対応の点検結果をふまえ、今後必要な取組を地震・津波対策アクションプログラム2023に反映させる等により、これまでの南海トラフ巨大地震等に備えた本県の体制や取組を充実・強化することで、災害対応力の更なる強化につなげていく。

目次

1 人的・建物被害への対応 …… P. 1

- 1-① 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進
- 1-② 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 1-③ 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 1-④ 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善
- 1-⑤ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進
- 1-⑥ 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2 国・地方公共団体等における災害応急対応 …… P. 6

- 2-① 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実
- 2-② 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練
- 2-③ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）
- 2-④ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 2-⑤ 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 2-⑥ 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 2-⑦ 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3 被災者支援 …… P. 9

- 3-① 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実
- 3-② 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援
- 3-③ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 3-④ 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進
- 3-⑤ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築
- 3-⑥ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保
- 3-⑦ 入浴支援を行う NPO 等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備
- 3-⑧ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討
- 3-⑨ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討
- 3-⑩ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討
- 3-⑪ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進
- 3-⑫ 2 次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備
- 3-⑬ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討
- 3-⑭ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 3-⑮ 避難所等で被災者支援を行う NPO 等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

4 物資調達・輸送 …… P. 15

- 4-① 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発
- 4-② 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表
- 4-③ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保
- 4-④ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄
- 4-⑤ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実
- 4-⑥ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携
- 4-⑦ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5 住まいの確保・まちづくり …… P. 18

- 5-① 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 5-② 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 5-③ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 5-④ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

- 5-⑤ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備
- 5-⑥ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

6 多様な主体の連携等による支援体制の強化 …………… P. 20

- 6-① 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 6-② 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 6-③ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保
- 6-④ NPO や民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間の活動団体の登録制度の検討等）

7 特徴的な災害を踏まえた対応 …………… P. 22

- 7-① ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用
- 7-② 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築
- 7-③ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化
- 7-④ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

8 引き続き検討及び取り組むべき事項 …………… P. 24

- 8-① 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 8-② 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討
- 8-③ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

1 人的・建物被害への対応

1-① 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

■ これまでの対応状況

- ・プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅の耐震化やブロック塀の耐震改修、沿道建築物の耐震化等を促進している。（くらし・環境部）
- ・私立学校耐震化促進等事業費助成により、私立学校の耐震化を促進している。（スポーツ・文化観光部）
- ・共施設の耐震化や、耐震シェルター・防災ベッドの助成に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・プロジェクト「TOUKAI-0」の総仕上げと共に、第4期静岡県耐震改修促進計画に併せた補助制度の拡充を検討していく。（くらし環境部）
- ・耐震シェルター・防災ベッドの設置に対する助成をプロジェクト「TOUKAI-0」に位置付け、「耐震化」のみならず、地震からのリスクを低減する「減災化」の取組を進める。（くらし・環境部）
- ・「TOUKAI-0」の推進のための戸別訪問を実施していく。（地域局）

1-② 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実

■ これまでの対応状況

- ・市町のハザードマップ作成を支援している。（危機政策課）
- ・令和8年度の公表を目指し、新しい地震被害想定の方策を進めている。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・新しい地震被害想定を策定し、最新の知見に基づく液状化のリスクを公表する。（危機政策課）

1-③ 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化

■ これまでの対応状況

- ・気象庁と連携し、地震・津波や地殻変動等の観測を実施している。（危機情報課）

■ 今後の対応

- ・引き続き気象庁と連携し対応していく。（危機情報課）

1-④ 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

■ これまでの対応状況

- ・大規模地震発生時の通電火災を防止する感震ブレーカーの普及に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・感震ブレーカーの更なる普及を図るため、全ての市町に住民等への助成制度を創設するよう促す。（危機政策課）

1-⑤ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

■ これまでの対応状況

（上下水道）

- ・配水池の耐震化に取り組む市町を支援している。（危機政策課）
- ・各種計画の見直しの機会を通じて、市町の水道施設の更新・耐震化を促進している。（くらし・環境部）
- ・中部圏大規模断水対策協議会で応急給水確保について検討を行った。（くらし・環境部）
- ・工業用水道・水道施設の耐震化を促進している。（企業局）

（電気）

- ・電力会社と連携して実施する支障木の予防伐採に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

- ・ 県と中部電力（株）及び東京電力パワーグリッド（株）と協定を締結し、災害応急対策業務と電力事業者が実施する電力供給の確保業務の連携を図っている。（危機対策課）

（道路）

- ・ 伊豆縦貫自動車道の機能を最大化する肋骨道路の整備や緊急輸送路の橋梁耐震化など、道路ネットワークの強靱化を推進している。（交通基盤部）
- ・ 橋梁、トンネル、道路法面の点検を実施し、点検結果に基づき対策工事を実施している。（交通基盤部）
- ・ 緊急輸送ルート等沿道建築物について、専門家派遣による耐震化に向けた技術支援を実施している。（くらし・環境部）

（港湾）

- ・ 耐震岸壁の整備や港湾の水深確保等を実施している。（交通基盤部）
- ・ 耐震岸壁が被災した場合は、災害協定及びみたと BCP に基づき、被災後 3 日までに利用を可能とするよう復旧の計画をしている。（交通基盤部）

（ヘリポート）

- ・ 拠点ヘリポートにおいて、空からの円滑な受援のために必要となる資機材の点検を実施した。（危機対策課）

■ 今後の対応

（上下水道）

- ・ 能登半島地震で浄水場などの基幹施設等を中心に甚大な被害が発生したことで、復旧が長期化したことを踏まえ、配水池の耐震化について、地震・津波対策等減災交付金の交付率を 1/3 から 1/2 に嵩上げする。（危機政策課）
- ・ 特に耐震化が遅れている伊豆半島南部において「賀茂地域水インフラ広域防災計画（仮称）」を策定する。（くらし・環境部）
- ・ 国土交通省が要請している上下水道施設に係る耐震化計画の策定等を通じて、水道施設の更新・耐震化を促進する。（くらし・環境部）
- ・ 工業用水道・水道施設の耐震化を促進する。（企業局）

（道路）

- ・ 引き続き、伊豆縦貫自動車道の機能を最大化する肋骨道路の整備や緊急輸送路の橋梁耐震化など、道路ネットワークの強靱化を推進していく。（交通基盤部）
- ・ 引き続き、点検結果に基づき、橋梁、トンネル、道路法面の対策工事を実施していく。（交通基盤部）

- ・能登半島地震において、水が集まりやすい沢埋めの高盛土での斜面崩壊や橋梁の橋台背面部の沈下により道路の交通機能が途絶したことを踏まえ、緊急輸送路の高盛土区間や橋台背面部の対策工事を実施していく。（交通基盤部）
- ・第4期静岡県耐震改修促進計画において耐震化目標を設定し、耐震化を推進していく。（くらし・環境部）

（港湾）

- ・引き続き、耐震岸壁の整備や港湾の水深確保等を実施していく。（交通基盤部）

（ヘリポート）

- ・市町に対し拠点ヘリポートの運用計画の作成を促す。（危機対策課）

（その他）

- ・応援職員やインフラ・ライフラインの復旧工事従事者、ボランティア等の活動拠点が不足した場合に備え、提供可能な県有の土地や建物を調査し、データベース化することを検討する。（危機政策課）
- ・ライフライン関係機関の応援部隊のための集結拠点の確保を検討する。（危機対策課）
- ・引き続き、応急給水の確保に向けて、中部圏大規模断水対策協議会の中で検討する。（くらし・環境部）
- ・応急給水確保に向けて、県内市町と危機管理対策について検討する。（企業局）

1-⑥ 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

■ これまでの対応状況

- ・国・県・市で連携し、南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略を検討している。（交通基盤部）
- ・静岡県ライフライン防災連絡会や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等で関係機関やライフライン関係事業者等と連携している。（危機政策課、消防保安課）
- ・建設業協会や組合等と災害時における道路啓開等応急対策業務に関する協定を締結している。（交通基盤部）

■ 今後の対応

- ・総合啓開初動時オペレーションシナリオを作成する。（交通基盤部）

- ・引き続き、建設業協会やライフライン関係事業者等と連携していく。（危機政策課、消防保安課、交通基盤部）

2 国・地方公共団体等における災害応急対応

2-① 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

■ これまでの対応状況

- ・南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランが策定され、富山県、岩手県、仙台市が本県の即時応援県市として定められた。
- ・市町支援機動班を15班体制で発足させ、市町と連携した訓練を実施するとともに、実災害において市町を支援している。
- ・関係機関と連携した各種訓練を実施し、広域受援計画等の検証を行っている。（危機対策課ほか）

■ 今後の対応

- ・南海トラフ地震即時応援県市（富山県、岩手県、仙台市）からの受援体制を構築する。
- ・引き続き関係機関と連携した各種訓練を実施することで、災害対応の検証・改善を進めていく。（危機対策課ほか）
- ・静岡県業務継続計画（BCP）を改めて検証し、人的リソースが不足する部門において、庁内及び応援県からの行政受援の円滑な受入れを実現する。（危機管理部、経営管理部）
- ・大規模災害時に、県内全35市町へ県職員のチームを派遣し市町を支援する体制を強化する。（危機政策課、危機対策課）

2-② 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

■ これまでの対応状況

- ・孤立予想集落の実態調査を実施している。（危機対策課、地域局）
- ・関係機関と連携した各種訓練を実施し、広域受援計画等の検証を行っている。（危機対策課ほか）

■ 今後の対応

- ・孤立予想集落の実態調査を継続して実施するとともに、ヘリコプターが離着陸等するスペースが安全か点検するため現地調査も実施し、ヘリコプターが駐機又は

ホイストを使って昇降出来るスペースの整備を支援する。（危機対策課、地域局）

- ・引き続き関係機関と連携した各種訓練を実施することで、災害対応の検証・改善を進めていく。（危機対策課ほか）

2-③ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

（国主体の対応）

2-④ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援

■ 今後の対応

- ・学校支援チーム（D-EST）の立ち上げを検討する。（教育委員会）

2-⑤ 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善

（国主体の対応）

2-⑥ 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実

■ これまでの対応状況

- ・被災地を応援する際に必要となる簡易ベッドや寝袋、食料等の備蓄を行っている。（危機対策課）

■ 今後の対応

- ・引き続き、被災地を応援する際に必要となる簡易ベッドや寝袋、食料等の資機材や装備品の充実に図っていく。（危機対策課）

2-⑦ 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

■ これまでの対応状況

- ・ 県管理道路に隣接する 12 の「道の駅」について、非常用電源の設置、大型モニターや情報端末による情報提供設備、非常用トイレ等の整備を実施している。（交通基盤部）

■ 今後の対応

- ・ 令和 7 年度末までに防災計画に位置付けられた道の駅の B C P 策定に向け市町に指導・助言するとともに、コンテナトイレの配置等、伊豆地域をはじめとした「道の駅」における防災機能の強化を図る。（交通基盤部）

3 被災者支援

3-① 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

■ 現在の対応状況

- ・研修の企画などで、全国各地において被災者支援経験のある方やボランティア間の調整を行う全国ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）の専門委員を務める方などと日々連携しているほか、令和6年2月改定の「避難所運営マニュアル」でNPO・ボランティアとの連携について記載し、市町及び自主防災組織へ周知・啓発を行っている。（危機情報課）
- ・県・市町・社協をつなぐ災害ボランティア研修を実施している。（危機情報課）
- ・市町、社協、ボランティアとの連絡会を毎年度開催し、災害時の連携が滞りなく進むよう日頃からの関係構築に努めている。（地域局）

■ 今後の対応

- ・引き続き、研修の実施等によりボランティア人材の育成や市町・社協・ボランティア等との連携を進めていく。（危機情報課、地域局）

3-② 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

■ 現在の対応状況

- ・令和6年2月改定の「避難所運営マニュアル」で避難所外避難者への支援についても記載し、市町及び自主防災組織へ周知・啓発を行っている。（危機情報課）
- ・社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、被災者支援コーディネーターを育成する研修に取り組むなど、避難所はもとより被災者に寄りそった支援ができる人材育成に取り組んでいる。（危機情報課）
- ・保健医療福祉の各分野に関係する団体等が参加する保健医療福祉調整本部の模擬会議を令和6年度に実施した。（健康福祉部）
- ・災害時における母子支援等の協力に関する基本協定を平成29年度に県と静岡県助産師会で締結し、市町と助産師会との協定締結を促している。（24の市町と協定締結済）（健康福祉部）

- ・避難所以外で避難生活を送る方や、県内外の親戚宅等に避難している被災者から問合せがあった場合は、然るべき行政サービスが受けられるよう取り次ぎを行っている。（くらし・環境部）

■ 今後の対応

- ・県災害対策本部指令部に「被災者支援調整グループ」を設置し（令和7年4月1日）、庁内、市町や民間団体等が行なう被災者支援に係る情報収集のほか、必要な人的物的資源の適切な配分に向けた調整等を行なう。（危機情報課）
- ・NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行なう「被災者支援連絡会（仮称）」を設置し、平常時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。（危機情報課）
- ・発災後、速やかに保健医療福祉調整本部を立ち上げ、支援ニーズの把握、人的支援策を検討・実施するための体制を構築する訓練等を実施する。（健康福祉部）
- ・静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム）、保健師等の避難所や在宅訪問による支援ニーズの把握、把握した情報を支援につなげる方策を検討するための訓練等を実施する。（健康福祉部）
- ・助産師会との協定未締結の11市町に協定の締結を促していくとともに、災害時の妊産婦・母子支援について、助産師会等と連携し必要な方策を検討する。（健康福祉部）
- ・市町が発行している母子健康手帳に災害の備え・対策に関する記述を掲載するよう周知・啓発をする。（健康福祉部）
- ・災害時でも速やかに健康診査が受けれるよう母子健康手帳のデジタル化を推進していく。（健康福祉部）
- ・引き続き、在宅避難者や車中泊避難者も含めた支援について準備を進めていく。（危機情報課、くらし・環境部）

3-③ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

■ 現状の対応状況

- ・避難所へのパーティションや段ボールベッド等の整備等、避難所の環境改善に取り組む市町を支援している。（危機政策課）
- ・令和6年2月改定の「避難所運営マニュアル」に、避難所において必要な食料や資材等を備蓄することや、地域内の食料や資材の活用などを記載している。段ボ

ールの製造業者や簡易間仕切りを避難所に設置してきた実績のある団体と協定を締結し、災害時に備えている。（危機情報課）

■ 今後の対応

- ・災害時においても福祉サービスの提供体制を維持するため、福祉避難所の非常用電源の確保に取り組む市町を支援していく。（危機政策課、健康福祉部）
- ・引き続き、必要に応じて「避難所運営マニュアル」の見直しを行っていく。（危機情報課）
- ・防災講話や市町と自主防災会による研修を支援することで、「避難所運営」や「必要な備え」について啓発していく。（地域局）

3-④ 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

■ 現状の対応状況

- ・避難所へのスポットクーラーの整備に取り組む市町を支援している。（危機政策課）
- ・体育館へは、令和4年度に主に肢体不自由な障害のある特別支援学校4校に空調設備を設置した。（教育委員会）
- ・県立高校のトイレの洋式化を進めている。（教育委員会）

■ 今後の対応

- ・避難所の更なる環境整備に向けた県支援の拡充を図る。（危機政策課）
- ・空調設備を設置した特別支援学校での効果を検証し、仕様や整備手法等について、施設整備計画全体の中で整備の方向性を検討する。（教育委員会）
- ・引き続き、県立高校のトイレの洋式化を進めていく。（教育委員会）

3-⑤ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

■ 現状の対応状況

- ・炊き出し用資機材等避難所の資機材整備に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・引き続き、炊き出し用資機材等避難所の資機材整備に取り組む市町を支援していく。（危機政策課）

3-⑥ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

■ 現在の対応状況

- ・携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保に取り組む市町を支援している。（危機政策課）
- ・マンホールトイレシステム整備(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る)について交付対象事業となっている。処理場等及び重要な幹線管渠の耐震化における交付対象事業となっている。（交通基盤部）

■ 今後の対応

- ・市町に対してトイレカーの導入を促すとともに、県においてもトイレカーを配備する。（危機対策課）
- ・災害時にライフライン断絶の影響を受けにくい自立型トイレの普及について検討する。（危機管理部ほか）

3-⑦ 入浴支援を行う NPO 等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

■ 現在の対応状況

- ・水循環型シャワーの整備や、既存の民間井戸を防災井戸として災害時に活用する制度の普及に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・応援部隊や被災者に入浴機会を提供する水循環型シャワーを導入する。（危機対策課）
- ・既存の民間井戸の災害時活用に加え、防災井戸の新設に取り組む市町を支援します。（危機政策課）

3-⑧ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

(国主体の対応)

3-⑨ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討

■現在の対応状況

- ・在宅避難者の把握については、市町が主体となり、派遣保健師等が担当地域を巡回することを想定している。（健康福祉部）

■今後の対応

- ・静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム）、保健師等の避難所や在宅訪問による支援ニーズの把握、把握した情報を支援につなげる方策を検討するための訓練等を実施する。（再掲）（健康福祉部）

3-⑩ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

（国主体の対応）

3-⑪ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

■現在の対応状況

- ・医薬品卸業者による供給スキーム（要請方法から配送まで）を構築している。（医薬品卸業者等の車両を、緊急通行車両として事前に県公安委員会に届出済み）（健康福祉部）

■今後の対応

- ・医療コンテナの活用など、災害時の医療提供体制を維持するための取組について検討する。（健康福祉部）
- ・モバイルファーマシーを活用し、災害処方箋に基づく調剤、薬剤提供、服薬指導を実施する。（健康福祉部）
- ・医薬品の供給後は災害薬事コーディネーターを中心とした薬剤師による管理を実施する。（健康福祉部）

3-⑫ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

■ これまでの取組状況

- ・大規模災害時における、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者の受入れについて、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合と災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結している。（健康福祉部）
- ・大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、市町等が有する宿泊施設に要配慮者を収容する協定を締結している。（スポーツ・文化観光部）

■ 今後の対応

- ・今後の国の2次避難に関するマニュアルの作成等を踏まえてホテル避難や広域避難の対応を検討する。（危機管理部ほか）
- ・広域避難を想定した計画を策定する。（原子力・富士山火山等他災害の計画の応用、汎用化）（危機管理部ほか）

3-⑬ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

■ 今後の対応

- ・今後の国の制度改正等に係る検討結果を踏まえて、被災者情報の集約等のデジタル化について検討する。（危機管理部ほか）

3-⑭ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

■ これまでの取組状況

- ・令和6年2月改定の「避難所運営マニュアル」で男女共同参画など避難所運営組織について記載し、市町及び自主防災組織へ周知・啓発を行っている。（危機情報課）

■ 今後の対応

- ・引き続き、市町及び自主防災組織へ周知・啓発を行っていく。（危機情報課）

3-⑮ 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

（国主体の対応）

4 物資調達・輸送

4-① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

■ これまでの取組状況

- ・地震防災センターや県広報等、様々な方法で個人の防災対策の必要性を周知している。（危機情報課）
- ・防災講話や防災イベント等で水、食料、簡易トイレの備蓄を啓発している。（地域局）

■ 今後の対応

- ・能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報を受けて、県民の南海トラフ地震に対する関心が高まっている機会を捉え、個人の防災対策の必要性を周知していく。（危機情報課・地域局）

4-② 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

（国主体の対応）

4-③ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

■ これまでの取組状況

- ・本県では、道路寸断等により物資輸送に支障が生じる最悪の事態を想定して、「広域備蓄」ではなく、平時に必要とする場所ごとに必要な物資「分散備蓄」することを基本とし、物資や資機材、水・食料等の整備に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・能登半島地震で孤立集落が多数発生したことを踏まえ、孤立集落における備蓄用食料の整備や無線機、空路からの受援に必要なヘリポートの整備、拠点ヘリポートの資機材整備について、地震・津波対策等減災交付金の交付率を1/3から1/2に嵩上げすることで市町の備蓄の充実を支援する。（危機政策課）

4-④ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

■ これまでの取組状況

- ・本県では、道路寸断等により物資輸送に支障が生じる最悪の事態を想定して、「広域備蓄」ではなく、平時に必要とする場所ごとに必要な物資「分散備蓄」することを基本とし、パーティションや段ボールベッド、避難所で炊き出しを行うための調理器具、水循環型シャワーシステム等の整備に取り組む市町を支援している。（再掲）（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・能登半島地震で孤立集落が多数発生したことを踏まえ、孤立集落における備蓄用食料の整備や無線機、空路からの受援に必要なヘリポートの整備、拠点ヘリポートの資機材整備について、地震・津波対策等減災交付金の交付率を1/3から1/2に嵩上げすることで市町の備蓄の充実を支援する。（再掲）（危機政策課）

4-⑤ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

（国主体の対応）

4-⑥ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

■ これまでの取組状況

- ・県トラック協会及び倉庫協会と、物流専門家の派遣や、物資の輸送、保管等の業務の協力を得られるよう3者協定を締結しており、有事の際に速やかに対応できるよう体制を整えている。（経済産業部）
- ・日本建設機械レンタル協会中部ブロックとは、拠点運営における資機材（フォークリフト等）の確保に係る協定を締結しており、必要な機材の確保に係る体制を取っている。（経済産業部）
- ・管内市町に対して、運送業者との協定締結に係る情報を提供するなどのサポートを行った。（地域局）
- ・県総合防災訓練等で、協定先と物資の輸送や荷さばき、受入・払出に係る訓練を実施している。（経済産業部）

■ 今後の対応

- ・引き続き、県総合防災訓練等で協定先と物資の輸送や荷さばき、受入・払出に係る訓練を実施していく。（経済産業部）

4-⑦ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

■ これまでの取組状況

- ・各農林事務所及び各市町と共に、内閣府主催の「物資調達・輸送調整等支援システム」操作・物資拠点開設訓練に参加している。また、県防災訓練においても県及び市町で「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用した訓練を実施している。（経済産業部）

■ 今後の対応

- ・今後も、県及び市町で「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用した訓練を実施していく。（経済産業部）

5 住まいの確保・まちづくり

5-① 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

■ 現在の対応状況

- ・住家被害認定調査を迅速かつ正確に実施出来るよう、県及び市町それぞれにおいて県土地家屋調査士会と協定を締結している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・今後の国の検討結果を踏まえ、リモート判定や日本損害保険協会との連携を検討する。（危機政策課）

5-② 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

■ 現在の対応状況

- ・建設型応急住宅の建設候補地については、市町が「静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱」に基づき選定しており、毎年見直しを行っている。（くらし・環境部）
- ・賃貸型応急住宅については、取扱いの申し出のあった宅地建物取引業者及び提供可能な賃貸住宅として届出のあった住宅を事前に登録し、県、市町及び県内不動産関係団体において情報共有している。（くらし・環境部）

■ 今後の対応

- ・引き続き、建設候補地の見直しや提供可能な賃貸住宅の登録・情報共有を実施していく。（くらし・環境部）

5-③ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

■ 現在の対応状況

- ・市町の災害廃棄物処理の実効性を高めるため、災害廃棄物処理対応能力向上に資する訓練を年間5回以上実施している。（くらし・環境部）

■ 今後の対応

- ・県内で大規模な災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、大規模地震だけでなく、大雨や水害等の自然災害にも拡大するほか、能登半島地震における半島特有の課題に対する対策などを盛り込んだ災害廃棄物処理計画の改定を行っていく。（くらし・環境部）

5-④ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

■ 現在の対応状況

- ・ 県及び都市計画区域を有する全 32 市町で、市街地が広域に被災した際に行う復興事業の都市計画に関する手続きを示した「震災復興都市計画行動計画」を策定した。（交通基盤部）
- ・ 国交付金に加え県交付金による財政的支援及び計画策定に関する勉強会開催等の技術的支援を継続して実施している。（交通基盤部）

■ 今後の対応

- ・ 「事前復興まちづくり計画（事前都市復興計画）」の策定に向け、引き続き技術的支援を継続して実施していく。（交通基盤部）

5-⑤ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

（市町主体の取組）

5-⑥ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

■ これまでの対応状況

- ・ 商工業における中小事業者に対し、中小企業災害対策資金による利子補給・保証料補助や国の制度も活用しながら補助制度を創設するなどの支援を行っている。（経済産業部）
- ・ 被災した農林水産業者に対し、農林水産業災害対策資金として、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金を提供する融資機関に利子補給することで、低利の資金を供給する支援を行っている。（経済産業部）

■ 今後の対応

- ・ 本県の被災時には、設備や施設の復旧のための融資や補助制度など、被災状況や被災地の産業の状況に応じたきめ細やかな支援を迅速に行う。（経済産業部）

6 多様な主体の連携等による支援体制の強化

6-① 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

■ これまでの取組状況

- ・広域受援計画では、応援側で宿泊施設の確保ができない場合は、職員会館（もくせい会館）や職員住宅の空き部屋、地震防災センターの会議室等のスペースの提供について検討することとしている。（危機対策課）

■ 今後の対応

- ・応援職員、関係機関の庁内活動スペースの確保について、全庁的な検討を行う。（全庁）
- ・応援者職員やインフラ・ライフラインの復旧工事従事者、ボランティア等の活動拠点が不足した場合に備え、提供可能な県有の土地や建物を調査し、データベース化することを検討する。（再掲）（危機政策課）
- ・国の庁舎等の応援職員等の活動拠点への活用を検討する。（危機政策課）
- ・ライフライン関係機関の応援部隊のための集結拠点の確保を検討する。（再掲）（危機対策課）

6-② 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

■ これまでの取組状況

- ・災害時には災害中間支援組織として「静岡県災害ボランティア本部・情報センター」を設置することとしている。（危機情報課）

■ 今後の対応

- ・災害中間支援組織との連携を深め、県の被災者支援体制の強化を図る。（危機情報課）

6-③ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

■ これまでの取組状況

- ・現在多方面にわたり約 800 件の協定を締結している。令和 5 年度に、協定内容が現実に即したものとなっているか総点検を実施し、17 件の協定を見直し（廃止）した。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・今後も実効性の確保の観点から定期的に点検を実施していく。（危機政策課）

6-④ NPO や民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間の活動団体の登録制度の検討等）

■ これまでの取組状況

- ・社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、被災者支援コーディネーターを育成する研修に取り組むなど、避難所はもとより被災者に寄りそった支援ができる人材育成に取り組んでいる。（再掲）（危機情報課）

■ 今後の対応

- ・県災害対策本部指令部に「被災者支援調整グループ」を設置し（令和 7 年 4 月 1 日）、庁内、市町や民間団体等が行なう被災者支援に係る情報収集のほか、必要な人的物的資源の適切な配分に向けた調整等を行なう。（再掲）（危機情報課）
- ・NPO など民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行なう「被災者支援連絡会（仮称）」を設置し、平常時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。（再掲）（危機情報課）

7 特徴的な災害を踏まえた対応

7-① ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

■ これまでの取組状況

- ・防災ヘリや県警ヘリ、定点カメラの画像に加えて、市町支援機動班（ドローンを携行）や情報収集要員等も活用して情報を収集している。（危機対策課）
- ・衛星データや民間カーナビ情報を用いた交通状況の把握に努めている。（危機対策課）
- ・協定に基づき国土地理院や、建設コンサルタンツ協会に対しヘリによる航空調査を依頼することとしている。必要に応じて公用船舶を用いた調査を実施することとしている。（交通基盤部）
- ・デジタル技術やドローン活用に取り組む市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・民間企業のドローン等を活用した情報収集体制構築を検討する。（危機対策課）
- ・情報収集や広域受援の体制強化に向け、防災DXを更に推進する。（危機管理部ほか）
- ・被災地の消防本部等から県災害対策本部（消防調整スタッフ）に現地の被害状況の報告を受けて共有する（消防保安課）
- ・国等の関係機関と調整の上、現地の撮影画像等を共有し、被災状況の詳細を把握することを予定している。（消防保安課）
- ・引き続き、デジタル技術やドローン活用に取り組む市町を支援していく。（危機政策課）

7-② 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

■ 今後の対応

- ・国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係機関と各種情報を共有する訓練を実施する。（危機対策課ほか）

7-③ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

■ 今後の対応

- ・より迅速に被災地への進出が可能となるよう市町における小型車両の整備を促進する。（消防保安課）

7-④ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

■ 今後の対応

- ・建設型応急住宅の建設候補地の選定にあたっては、水害のリスク等に配慮するよう市町に働き掛けます。（くらし・環境部）
- ・防災アプリなどを活用して居住地以外のリスク情報や避難情報等について周知していく。（危機情報課）

8 引き続き検討及び取り組むべき事項

8-① 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討

■ これまでの取組状況

- ・ 広域受援計画を策定するとともに、計画に基づき関係機関と連携した各種訓練を実施している。（危機対策課）
- ・ 市町支援機動班を15班体制で発足させ、市町と連携した訓練を実施するとともに、実災害において市町を支援している。（危機対策課）
- ・ 行政職員受入れに関する計画の作成を市町に促している。（危機政策課）
- ・ 社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、被災者支援コーディネーターを育成する研修に取り組むなど、避難所はもとより被災者に寄りそった支援ができる人材育成に取り組んでいる。（再掲）（危機情報課）
- ・ 最新の知見を反映した新しい地震被害想定の方針に着手している。（危機政策課）

■ 今後の対応

- ・ 引き続き、広域受援計画に基づき連携した各種訓練を実施していく。（危機対策課）
- ・ 引き続き、行政職員受入れに関する計画の作成を市町に促していく。（危機政策課）
- ・ 新しい地震被害想定に基づき、各種計画、マニュアル等の見直しを図り、防災対策の抜本的な強化を図る。（全部局）
- ・ 県災害対策本部指令部に「被災者支援調整グループ」を設置し（令和7年4月1日）、庁内、市町や民間団体等が行なう被災者支援に係る情報収集のほか、必要な人的物的資源の適切な配分に向けた調整等を行なう。（再掲）（危機情報課）
- ・ NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行なう「被災者支援連絡会（仮称）」を設置し、平常時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。（再掲）（危機情報課）
- ・ 地域維持型J Vによる入札方式導入等により、道路啓開を担う地域建設業の維持・強化を図る。（交通基盤部）

8-② 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

■ これまでの取組状況

- ・地震防災センターや各種講座の開催、広報等を通じて自助や共助の重要性等について県民の防災意識の高揚を図っている。（危機情報課）
- ・「自主防災組織活動マニュアル」や「避難所運営マニュアル」による周知啓発や防災を担う人材の育成等に加え、消防団活動における環境整備や消防団員の確保等により地域の防災力の強化を図っている。（危機情報課、消防保安課）
- ・避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を、市町や地域等と連携して進めている。（健康福祉部）
- ・ハザードマップの作成や「わたしの避難計画」の普及に持続的に取り組む市町を支援している。（危機政策課）
- ・BCP策定に関する個別相談会や、ワークショップの開催を行っている。（経済産業部）

■ 今後の対応

- ・デジタル技術の活用等による県民の防災意識のさらなる高揚や、市町や地域と連携した地域の防災力の向上を推進していく。（危機政策課、危機情報課、消防保安課、健康福祉部）
- ・BCP策定による補助金申請における加点措置等のインセンティブについて検討する等により、企業のBCP策定を促進する。（経済産業部）
- ・防災講話やイベントを通じてBCPの必要性を周知していく。（地域局）

8-③ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

■ これまでの取組状況

- ・一般公衆回線の途絶に備え、地上系及び衛星系の防災行政無線設備を整備し、市町、消防、防災関係機関等との連絡体制の確保を図っている。（危機対策課）
- ・令和6年能登半島地震において有効だった新技術の導入を進める市町を支援している。（危機政策課）

■ 今後の取り組み

- ・衛星インターネットサービスを導入し、災害対応の迅速化を図る。（危機対策課）
- ・令和6年能登半島地震において有効だった新技術の導入を検討するとともに、引き続き市町を支援していく。（全部局）